

瀬戸市消防本部訓令第2号

消防本部

消防署

瀬戸市火災予防違反処理規程（平成15年瀬戸市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

瀬戸市消防長 勝 股 淳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(処理の区分)</p> <p>第6条 処理の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで <省略></p> <p>(8) 略式の代執行（法第3条第2項又は第5条の3第2項に規定する措置をいう。<u>以下同じ</u>。）</p> <p>(<u>処理の主体</u>)</p> <p>第7条 処理のうち警告及び命令は消防長等が、<u>認定の取消し、許可の取消し、</u>告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行は消防長が行う。</p> <p>2 消防長等が行う処理のうち、<u>法第3条第1項及び第5条の3第1項</u>に基づく緊急を要する処理を行う場合は、吏員がこれを行うことができる。</p> <p>(公示)</p>	<p>(処理の区分)</p> <p>第6条 処理の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで <省略></p> <p>(8) 略式の代執行（法第3条第2項又は第5条の3第2項に規定する措置をいう。）</p> <p>(<u>違反処理の主体</u>)</p> <p>第7条 処理のうち警告及び命令は消防長等が、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行は消防長が行う。</p> <p>2 消防長等が行う処理のうち、<u>法第3条第1項、第5条の3第1項、第5章並びに第6章の規定（法第36条において準用する場合を含む。）</u>に基づく緊急を要する処理を行う場合は、吏員がこれを行うことができる。</p> <p>(公示)</p>

第12条 消防長等は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、第8条の2第5項及び第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項及び第2項、第12条第2項、第12条の2第1項及び第2項、第12条の3第1項、第13条の2第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の6第1項並びに第17条の4第1項及び第2項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は防火対象物若しくは当該防火対象物のある場所へ標識の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 <省略>

（聴聞及び弁明の機会の付与）

第15条 消防長は、法第8条の2の3第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定により認定の取消しを行おうとするとき、法第12条の2第1項の規定により許可の取消しを行おうとするとき、又は法第13条の24第1項の規定により命令を行おうとするときは、あらかじめ関係者等に対し、聴聞及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

2 前項の規定により聴聞の機会を与える場合は、瀬戸市聴聞手続規則（平成7年瀬戸市規則第2号）第2条に規定する聴聞通知書により通知しなければならない。

3 消防長は、法第3条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、第8条の2第6項（法第36条

第12条 消防長等は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項及び第2項、第12条第2項、第12条の2第1項及び第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の6第1項並びに第17条の4第1項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は防火対象物若しくは当該防火対象物のある場所へ標識の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 <省略>

（聴聞及び弁明の機会の付与）

第15条 消防長は、法第8条の2の3第6項、第12条の2第1項、第13条の2第5項及び第13条の24の規定に基づき命令等を行おうとするときは、あらかじめ関係者等に対し、聴聞及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。なお、聴聞の機会を与える場合の通知は、瀬戸市聴聞手続規則（平成7年瀬戸市規則第2号）の規定に基づく聴聞通知書により通知しなければならない。

2 消防長は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、第12条の2第1項及び第2項並びに第14条

<p>第1項において準用する場合を含む。)、第12条の2第1項及び第2項並びに第14条の2第3項並びに第17条の4第1項及び第2項の規定により命令を行おうとするときは、あらかじめ関係者等に対し弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、法第3条第1項及び第5条の3第1項の規定による命令を行おうとする場合において、緊急に処理をする必要があるため、弁明のための手続を執るいとまがないときは、この限りでない。</p>	<p>の2第3項の規定に基づき命令を行おうとするときは、あらかじめ関係者等に対し弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。なお、弁明の機会を与える場合の通知は、弁明等通知書により通知しなければならない。</p>
<p>4 前項本文の規定により、弁明の機会を与える場合は、弁明等通知書により通知しなければならない。</p>	
<p>(警告書等の交付手続)</p>	<p>(警告書等の交付手続)</p>
<p>第22条 この訓令に定める警告書、命令書、認定取消書、許可取消書、催告書、命令解除通知書、資料提出命令書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書を発行するときは、原則として、関係者等に直接交付し、受領書に署名押印を求めるものとする。ただし、事情によっては、内容証明若しくは配達証明の取扱いによる郵便又は公示送達の方法によることができる。</p>	<p>第22条 この訓令に定める警告書、命令書、認定取消書、催告書、命令解除通知書、資料提出命令書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書(以下「警告書等」という。)を発行するときは、原則として、関係者等に直接交付し、受領書に署名を求めるものとする。ただし、事情によっては、内容証明若しくは配達証明の取扱いによる郵便又は公示送達の方法によることができる。</p>
<p>(法第3章の規定に関する処理)</p>	<p>(法第3章の規定に関する違反の処理)</p>
<p>第28条 <省略></p>	<p>第28条 <省略></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、訓令を発した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の瀬戸市火災予防違反処理規程の規定は、施行の日以後に第2条第1項の規定により調査を開始するものから適用し、

施行の日前に調査を開始したものについては、なお従前の例による。